

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十一月二十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百三十二号

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備等に関する政令

内閣は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（医療法施行令の一部改正）
 第一条 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の五の七に次の一号を加える。
 十九 臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）
 第五条の五の十の次に次の一号を加える。
 （社団法人の医療法人及び財団法人の補償契約及び役員のために締結される保険契約に関する技術的読替え）

第五条の五の十一 法第四十九条の四において社団法人及び財団法人の補償契約及び役員のために締結される保険契約については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二章第三節第九款の規定を準用する場合においては、同条の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十八條の二第二項第一項	社員総会（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）	理事会
第百十八條の二第二項第二号	第百十一條第一項	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十七條第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）
第百十八條の二第五項	第八十四條第一項、第九十二條第二項、第百十一條第三項及び第百十六條第一項	医療法第四十六條の六の四において読み替えて準用する第八十四條第一項、同法第四十六條の七の二第二項において準用する第九十二條第二項、同法第四十七條第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第四十六條の二第二項において準用する第百十六條第一項
第百十八條の三第一項	社員総会（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）	理事会
第百十八條の三第二項	第八十四條第一項、第九十二條第二項及び第百十一條第三項	医療法第四十六條の六の四において読み替えて準用する第八十四條第一項、同法第四十六條の七の二第二項において準用する第九十二條第二項及び同法第四十七條第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）
第百十八條の三第三項	第八十四條第一項、第九十二條第二項及び第百十一條第三項	医療法第四十六條の六の四において読み替えて準用する第八十四條第一項、同法第四十六條の七の二第二項において準用する第九十二條第二項及び同法第四十七條第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）

第五条の六中「社会医療法人債管理者」の下に、「社会医療法人債管理補助者」を加え、同条の表第七百十四條第二項及び第四項の項の次に次のように加える。

第七百十四條の四第四項	第七百十四條の二	医療法第五十四條の五の二
第七百十四條の四第五項	第七百五條第二項及び第三項	医療法第五十四條の七において準用する第七百五條第二項及び第三項
第七百十四條の六	第七百二條	医療法第五十四條の五
第七百十四條の七	第七百十四條の二	医療法第五十四條の五の二
第七百十四條の七	第七百四條、第七百七條、第七百八條、第七百十條、第七百十一條、第七百十三條及び第七百十四條	医療法第五十四條の七において準用する第七百四條、第七百七條、第七百八條、第七百十條第一項、第七百十一條、第七百十三條及び第七百十四條
第七百十四條中	第七百四條中	同法第五十四條の七において準用する第七百四條中
同項	同項	同法第五十四條の七において準用する同項
第七百十一條第一項	同項	同法第五十四條の七において準用する同項
同法第二項	同法第二項	同法第五十四條の七において準用する同法第二項
第七百二條	第七百二條	医療法第五十四條の五
第七百十四條の二	第七百十四條の二	医療法第五十四條の五の二
第七百十四條第一項	第七百十四條第一項	同法第五十四條の七において準用する第七百十四條第一項
第七百三條各号	第七百三條各号	医療法第五十四條の七において準用する第七百三條各号
第七百十四條の三	第七百十四條の三	医療法第五十四條の七において準用する第七百十四條の三
第七百十七條第三項	次条第一項	医療法第五十四條の七において準用する次条第一項
第七百十四條の七	第七百十四條の七	医療法第五十四條の七において準用する第七百十四條の七

第五条の六の表第七百二十四條第二項の項中「第七百六條第一項、」の下に「第七百十四條の四第三項（同条第二項第三号に掲げる行為に係る部分に限る。）」を加え、同表第七百二十九條第一項の項中欄中「第七百七條」の下に「第七百十四條の七」を加え、同項下欄中「第七百七條」の下に「同法第五十四條の七において準用する第七百十四條の七」を加え、同表第七百三十五條の項の次に次のように加える。

第七百三十五條の二第一項	社債発行会社	社会医療法人債発行人
第七百三十五條の二第二項	社債発行会社	社会医療法人債発行人
第七百三十五條の二第三項	本店	主たる事務所
第七百三十五條の二第四項	社債発行会社	社会医療法人債発行人
第七百三十五條の二第五項	営業時間内	社会医療法人債発行人
第七百三十五條の二第六項	法務省令	執務時間内
第七百三十五條の二第七項	厚生労働省令	厚生労働省令
第七百三十五條の二第八項	第七百三十二條から前条まで	医療法第五十四條の七において準用する第七百三十二條から前条まで

第五條の六の表第七百四十條第一項の項中「又は第八百十條（第八百十三條第二項において準用する場合を含む。）を、第八百十條（第八百十三條第二項において準用する場合を含む。）又は第八百十六條の八」に改め、同表第七百四十條第三項の項中「及び第八百十條第二項（第八百十三條第二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。」を、「第八百十條第二項（第八百十三條第二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。及び第八百十六條の八第二項」に改め、「及び第七百九十九條第二項」を、「第七百九十九條第二項及び第八百十六條の八第二項」に改め、「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を、「社会医療法人債管理者」の下に「又は社会医療法人債管理補助者」を加え、同表第八百六十八條第四項の項中「第七百六十六條第四項」を、「及び第七百六十六條第四項の規定」に、「第七百七十四條第一項及び第三項」を、「並びに第七百七十四條第一項及び第三項（これらの規定を第七百七十四條の七において準用する場合を含む。）の規定並びに」に、「並びに」を「及び」に改め、同項下欄中「第七百六十六條第四項」を「及び第七百六十六條第四項の規定、同法第五十四條の七において準用する」に、「第七百七十四條第一項及び第三項」を「並びに第七百七十四條第一項及び第三項（これらの規定並びに同法第五十四條の七において準用する第七百七十四條の七において準用する場合を含む。）の規定並びに同法第五十四條の七において準用する」に、「並びに」を「及び」に改め、同表第八百七十四條第一号の項中「社債管理者」の下に「若しくは社債管理補助者」を、「又は第七百七十四條第三項」の下に「第七百七十四條の七」を、「社会医療法人債管理者」の下に「若しくは社会医療法人債管理補助者」を、「準用する第七百七十四條第三項」の下に「同法第五十四條の七において準用する第七百七十四條の七」を加える。

第五條の九中「社会医療法人債管理者」の下に「社会医療法人債管理補助者」を、「社債管理者」の下に「社債管理補助者」を加え、同条の表担信法第三十一條の項を次のように改める。

第七百三十五條の二第一項	同法第七百三十一條第三項並びに第七百三十五條の二第一項及び第三項	同法第七百三十一條第三項及び第七百二十九條第一項ただし書
第七百三十五條の二第二項	同法第七百三十一條第三項	同法第七百三十一條第三項及び第七百二十九條第一項ただし書
第七百三十五條の二第三項	同法第七百三十一條第三項	同法第七百三十一條第三項及び第七百二十九條第一項ただし書
第七百三十五條の二第四項	同法第七百三十一條第三項	同法第七百三十一條第三項及び第七百二十九條第一項ただし書
第七百三十五條の二第五項	同法第七百三十一條第三項	同法第七百三十一條第三項及び第七百二十九條第一項ただし書
第七百三十五條の二第六項	同法第七百三十一條第三項	同法第七百三十一條第三項及び第七百二十九條第一項ただし書
第七百三十五條の二第七項	同法第七百三十一條第三項	同法第七百三十一條第三項及び第七百二十九條第一項ただし書
第七百三十五條の二第八項	同法第七百三十一條第三項	同法第七百三十一條第三項及び第七百二十九條第一項ただし書
第七百三十五條の二第九項	同法第七百三十一條第三項	同法第七百三十一條第三項及び第七百二十九條第一項ただし書
第七百三十五條の二第十項	同法第七百三十一條第三項	同法第七百三十一條第三項及び第七百二十九條第一項ただし書

第五條の九の表担信法第三十三條第一項の項を次のように改める。

担信法第三十三條第一項
同法第七百三十五條の二第一項
同法第七百三十一條第一項

医療法第五十四條の七において準用する会社法第七百三十一條第一項
医療法第五十四條の七において準用する会社法第七百三十一條第一項
医療法第五十四條の七において準用する会社法第七百三十一條第一項

（社会福祉法施行令の一部改正）
第二条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。
第十三條の十二の見出しを「役員等又は評議員の損害賠償責任等に関する読替え」に改め、同条中「第四十五條の二十四第四項」を「第四十五條の二十二の二」に、「社会福祉法人に対する損害賠償責任」を「損害賠償責任等」に、「及び第百十六條第一項」を、「第百十六條第一項、第百十八條の二第二項第二号及び第五項並びに第百十八條の三第二項」に、「同号」を「同法第百十五條第四項第三号」に、「同項」を「同法第百十六條第一項」に、「読み替える」を、「同法第百十八條の二第二項第二号中「第百十一條第一項」とあるのは「社会福祉法第四十五條の二十第一項」と、同条第五項中「第八十四條第一項、第九十二條第二項、第百十一條第三項及び第百十六條第一項」とあるのは「社会福祉法第四十五條の十六第四項において読み替えて準用する第八十四條第一項、同法第四十五條の十六第四項において読み替えて準用する第九十二條第二項、同法第百十六條第一項」と、同法第百十八條の三第二項中「第八十四條第一項、第九十二條第二項及び第百十一條第三項」とあるのは「社会福祉法第四十五條の十六第四項において読み替えて準用する第八十四條第一項、同法第四十五條の十六第四項において準用する第九十二條第二項及び同法第四十五條の二十第三項」と読み替える」に改める。
（消費生活協同組合法施行令の一部改正）
第三条 消費生活協同組合法施行令（平成十九年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。
第九条中「第三十一條の八第二項」を「第三十一條の十第二項」に、「第三十一條の七第一項」を「第三十一條の九第一項」に改める。
「第三十一條の九第一項」に改める。
第十一條中「第三十一條の八第一項」を「第三十一條の十第一項」に改める。
第十二條第一項中「第三十一條の八第二項」を「第三十一條の十第二項」に、「第三十一條の七第六項」を「第三十一條の九第六項」に改め、同条第二項中「第三十一條の八第三項」を「第三十一條の十第三項」に、「第三十一條の七第二項」を「第三十一條の九第二項」に、「第三十一條の八第一項」を「第三十一條の十第一項」に改める。

附則
この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 菅 義偉